

医療法人社団 菅病院 介護医療院 施設基準

事業所番号：33B0700010

R6.6.1 現在

I型介護医療院（I）（看護6：1、介護4：1）

夜間勤務等看護加算Ⅲ

療養環境減算1（廊下幅）

経口維持加算Ⅰ

排せつ支援加算

サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員処遇改善加算Ⅰ

協力医療機関連携加算1

高齢者等感染対応向上加算Ⅰ・Ⅱ

感染対策指導管理

褥瘡対策指導管理（Ⅰ）

作業療法

理学療法（Ⅱ）

療養食加算

医療法人社団 菅病院

(介護医療院・通所リハビリ・訪問リハビリ・居宅療養管理・在宅ケアセンター・菅病院一般病棟及び外来)

虐待防止対策指針

1. 基本理念

利用者の尊厳の保持及び人格の尊重のために、当事業所は基本的な指針を定め、従業者が利用者虐待についてより高い知識を持ち、虐待対策と未然防止・早期発見に関する方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。意図的、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、利用者自身の身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得る事。同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 責務

(1) 事業者の責務

当法人は、介護保険法の目的の一つである利用者の尊厳の保持、利用者の人格の尊重を守るために、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応を適切に行える体制を整える。

(2) 従業者の責務

- ① 従業者は利用者、利用者家族または職員から虐待等を疑われる相談があった場合は本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに相談窓口へ報告を行う。虐待等が疑われる事象の場合は各事業責任者への報告より相談窓口への報告が優先されてもよい。
- ③ 施設内における利用者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 虐待防止に関わる者の責務

- ① 虐待防止のための窓口を設置し、虐待等に関する情報を適切に収集する。
- ② 虐待防止のための検討及び分析の解決策の提示を行う場の設置。
- ③ 虐待防止対策の実行とその後進捗と見直しを行う。
- ④ 必要関連機関との連携。
- ⑤ 情報の適切な管理と共有。

⑥ 虐待防止のための研修の定期的な実施。

⑦ 虐待防止対策指針の掲示と見直し。

4. 虐待の防止のための体制

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

① 当法人内に、虐待防止対策委員会を設置する。

② 委員会を構成する構成者は、介護医療院・通所リハビリ・訪問リハビリ・在宅ケアセンター・居宅療養管理事業・及び菅病院一般病棟とする。

③ 定例会を2月に1回開催する。また緊急的に取り組む事例が発生した場合には臨時の委員会を招集する。

(2) 虐待の防止のための研修体制の整備

① 年に1回、関係する職員に研修を企画実施する。

② 上記以外に訪問系サービスに向けた研修・施設職員に向けた研修を企画実施する。

③ 新入職員採用時研修に必ず虐待防止に関する研修を実施する。

④ 研修の企画運営は、虐待防止対策委員会とする。

⑤ 研修内容は記録するとともに保存する。

(3) 虐待等について相談報告に関する体制の整備

① 虐待に関する相談報告窓口を虐待防止対策委員会内に設置する。

② 在宅系相談窓口と施設系相談窓口を設置する。

(4) 虐待等発生時の対応の整備

① 虐待発生又は発生が疑われる事例が報告された場合、窓口担当者は臨時の虐待防止対策委員会を招集し開催する。

② 報告された事象に対して対策を決め、実行に移すための具体的役割を決める。

③ 対策を実行した場合は定例会において必ずその後の報告を行う。

④ 実行した対策が必ずしも適切とは限らない事を前提として、その後の報告が行われた場合、新たな対策の提示・対策の継続・対策の中止に関する検討を行い、実行に移す。

⑤ 上記対応により虐待等の発生要因を分析し対策を評価した後、再発防止に繋げるために事例を適切に保存する。当該書類が完結した日から5年間とする。

(5) 虐待等発生時の連携

① 介護保険サービス利用者の場合は、介護支援専門員が担当している事が想定される為、担当介護支援専門員との連携を行う。

② 虐待未然防止等の為に対策を行った又は行う場合には、関係家族等から苦情等の連絡が来ることが想定されるため、苦情窓口担当者への事前連絡を行う。

③ 相談報告された事象が委員会において虐待に相当すると判断された場合、市町村への報告を速やかに行う。

④ 成年後見制度や権利擁護等の利用に向けた連携

(6) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

① 虐待等に関する苦情等が報告された場合、苦情担当者は虐待に関する相談窓口担当者に報告する。

② 虐待相談窓口で虐待に関する相談があった場合窓口担当者は苦情相談窓口担当者に報告する。

③ 苦情相談担当者及び虐待相談窓口担当者はそれぞれのマニュアルに沿って処理を進める。

5. 個人情報保護及び守秘義務

(1) 通報者の保護

① 虐待等の相談報告を行った者に関しては、その氏名や関係性等を公表しない。また委員会内に於いて

も通報者個人を特定できるような情報使用を行わない。

- ② 特に介護保険サービス利用者の場合、個人情報の利用に関する契約等が存在するが利用者防止法上、通報は守秘義務に優先すると規定されている事を明確にしておく。

(2) 相談窓口担当者の情報管理

- ① 相談窓口担当者は利用者の生命優先の観点から通報者の情報保護に努める。
- ② 情報の取り扱いに関しては細心の注意を払い、利用者と通報者に配慮しつつ必要な関係各所への情報提供を行う。

(3) 虐待防止対策委員の情報管理

- ① 委員会において対策立案時に通報者等に関する詮索を行わない。
- ② 委員会において扱う内容が複雑かつ機微なものである事からその情報の扱いに関して細心の注意を行う。
- ③ 委員会において職員との情報共有を行うものとした情報以外を伝達しない。
- ④ 委員会の議事録は情報共有とされたもの以外は全職員との共有をしない。

6. 指針の閲覧

当事業所における当該指針は利用者に対して及び関係者に閲覧可能とするために当法人ホームページ上に公表する。

7. 指針の見直し

当該指針に関しては毎年度見直しを行い、必要に応じて改定を行う。

この指針は 令和3年5月7日より施行する。

この指針は見直しにより、令和3年7月2日より施行する。

この指針は見直しにより、令和4年4月1日より施行する。